

河南町防災士資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河南町地域防災計画「人材の育成」の規定に基づき、自主防災組織の長が推薦する構成員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した機関が実施する防災士養成研修を受講し、防災士の資格を取得したときは、河南町補助金交付規則（平成14年河南町規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、当該自主防災組織にその資格取得に要した経費の一部を予算の範囲内で補助する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる自主防災組織は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 河南町内の自主防災組織であること
- (2) 自主防災組織の長が当該自主防災組織において、防災リーダーとしての活躍が見込まれると推薦した者の資格取得であること
- (3) 河南町の防災士資格保有者名簿に登録し、河南町が行う防災に関する事業に参加できる者として、自主防災組織の長が推薦したものであること

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士養成研修に係る受講料（研修講座受講料、資格取得試験受験料、資格認証登録料）1人当たり62,000円を限度とし、その受講料の1/2の額（100円未満の端数は切り捨てる。）を補助する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする自主防災組織は、規則第5条による補助金（助成金）交付申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金（助成金）交付申請書に添付する規則第5条第3号に規定する「その他町長が必要とする書類」は、自主防災組織の長が推薦する推薦書（様式1）とする。

(決定の通知)

第5条 町長は、規則第6条の規定による補助金を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした自主防災組織に指令書により通知するものとする。

(事業の変更)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた自主防災組織は、防災士の資格を取得しようとする者を変更しようとするときは、規則第7条の規定による事業計画の変更承認申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第9条に規定する実績報告書は、自主防災組織の長が推薦した者の防災士証・認証状の写し及び防災士資格取得にかかる領収書等の写しを添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、規則第10条の規定による自主防災組織からの補助金（助成金）交付請求書によって補助金を交付する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。